

評議員及び役員の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝日の会（以下「法人」という。）の評議員及び役員の報酬、退職金、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員とは法人の理事、監事をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、評議員会にて決定する。

2 前項に該当しない評議員及び役員が評議員会や理事会、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

1日4時間以内 5,000円

1日4時間超 8,000円

3 理事において、法人の正規職員を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、翌月20日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に、法定の源泉所得税額を控除した額を金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(交通費)

第5条 評議員会や理事会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

(1) 第3条1項の役員は、交通費届によって申し出された金額に出勤日に乗じた金額を翌月20日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし交通費届の申し出のないものについては、領収証等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。

(2) 第3条2項の評議員及び役員は、交通費届によって申し出された金額を翌月20日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし交通費届の申し出のないものについては、領収証等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。

2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第6条 評議員及び役員が法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第7条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃(急行料金、特急料金、指定席料金などを含む)に要した費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 宿泊日当は支給しない。

5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費の仮受け)

第8条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第9条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。
2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第4章 退任慰労金

(金額の算定)

第10条 退任役員に対する退任慰労金の金額は、次の基準(1)に在任期間の年数を乗じて算出した金額(上限50,000円)とする。理事長は(2)に在任期間の年数を乗じて算出した金額を(1)に加算した金額(上限50,000円)とする。但し、1万円未満切り上げとする。

(1) 理事、監事

在任期間1年(1年未満切り捨て)につき 5,000円

(2) 理事長

在任期間1年(1年未満切り捨て)につき 5,000円

(支給の方法)

第11条 退任慰労金は、役員を退任した時点において、現金にて支給する。

(控除)

第12条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

第5章 慶弔

(受章祝金)

第13条 評議員及び役員が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、兵庫県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表1に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第14条 評議員及び役員が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表1に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第15条 評議員及び役員が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表1に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第16条 評議員及び役員が死亡したときは、別表2の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第17条 評議員及び役員の親族等が死亡したときは、別表3に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第6章 附則

1. この規定は平成29年4月1日より実施する。

別表 1 祝金及び見舞金

| 区分 | 支給基準額 | 備考 |
|-------|--|----|
| 受章祝金 | ア. 兵庫県知事、厚生労働大臣 表彰受章のとき20,000円 イ. 国の褒章制度による 褒章受章のとき30,000円 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000円以上30,000円以内 | |
| 傷病見舞金 | ア. 私傷病見舞金 10,000円 イ. 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 30,000円 | |
| 災害見舞金 | 被害の程度により 10,000円以上50,000円以内 | |

別表 2 弔慰金

| 対象者 | 支給基準額 |
|-----------|---------|
| 理事長 | 50,000円 |
| その他役員、評議員 | 30,000円 |

別表 3 香華料

| 対象者 | 支給基準額 |
|-----|---------|
| 配偶者 | 30,000円 |
| 父母 | 10,000円 |
| 子 | 10,000円 |
| 祖父母 | 10,000円 |